

第 4 回福崎町自治基本条例検討委員会（H25. 1. 24）での意見への対応方針

(1) 資料 2 第 20 条で「町民が町政へ主体的に参画し」とあるが、主体的に参画するとはどういうことか。

【対応方針】

- ・ 「町民が町政へ主体的に参画し」とは、町民自らの意思に基づき町政へ参加いただくものを指します。具体的には、第 21 条において「町民意見の聴取」、第 22 条において「附属機関等への参加等」の手法を列举しています。また、参画は強制されるものではありませんので、参画しないことによる町民のみなさんへの不利益はありません。

(2) 資料 2 第 21 条には「重要な計画等」とあるが、人によって重要という判断が違うので混乱が生じる可能性がないとも限らないので、整理を進めていただきたい。

【対応方針】

- ・ 「重要な計画等」とは、町の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画など施策に関する基本的な計画や町民生活に直接かつ重大な影響を与えたり、義務を課し、又は権利を制限する条例などを考えています。
今後、「町民意見の聴取」の方法を検討する中で整理を行っていきたいと考えています。

(3) 資料 2 第 24 条で「福祉の増進」とあるが、「福祉」という言葉を、高齢者や障害福祉と小さな意味で見られる可能性がある。説明書きで補足する等の検討願う。

【対応方針】

- ・ 「福祉」とは、公的配慮によって社会を構成する人が等しく受けることのできる安定した生活環境を指します。具体的には、高齢の人、障害を持つ人だけでなく、町民のみなさんが安心して暮らせるまちづくりを考えています。
上記内容を説明書きで補足いたします。

(4) 資料 2 第 26 条では「国や県と対等の立場で相互に協力し」とある。あくまでも憲法や法律、県条例の下に町は動くこととなるので、「対等な立場で」を省くほうがいい。また、第 26 条説明中で「上下主従」とあるが、「主従」はいらないと思うので検討願う。

【対応方針】

- ・ 地方分権改革により、国と地方が対等協力関係へと変化しました。その状況の下で、国や県と対等な立場で協力し、共通する課題の解決に努めることを定めています。また、町政運営における国や県に対する町の姿勢を示したものです。
- ・ ご指摘のとおり第 26 条説明中の「上下主従」から「上下」と改めます。

(5) 福崎町の独自性として意識付けとなるフレーズを考えてみたので、前文等に加えることができないか検討願いたい。(環境世界、ユニバーサル、他者尊重、持続可能な生活を可能とする知性 など)

【対応方針】

- ・ 前文の下から 6 行目の、
「新しいまちづくりの」 ⇒ 「持続可能なまちづくりを進める」
と改めます。

※「持続可能なまちづくり」とは、地域（まち）が将来の環境や次世代の利益を損なわない範囲内で、社会発展を進めようとする時に、直面する様々な課題に対して、ハード・ソフト両面から課題の解決を図ろうとするプロセスのこと」を言います。経済や社会など人間活動全般に用いられます。